



2024年8月26日

各 位

会 社 名 株式会社ウイルプラスホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 成瀬 隆 章
(コード番号：3538 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役 経営戦略本部長 宇田川 宙
(TEL 03-5730-0589)

分配可能額を超えた自己株式取得に関する特別調査委員会の設置のお知らせ

当社は、2024年5月15日付け「自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」により、同日付取締役会において、同日の当社株価終値（最終特別気配を含む）999円で、2024年5月16日午前8時45分の東京証券取引所の自己立会外買付取引（T o S T N e T - 3）において700,000株の買付けの委託を行う決議をしたこととお知らせし、2024年5月16日に700,000株、総額699,300,000円を取得しました（以下「本件自己株式取得」といいます。）。

しかしながら、今般、2024年6月期決算の監査の過程において会計監査人からの指摘を受け、本件自己株式取得の時点で、本件自己株式取得により株主に対して交付される金銭等の帳簿価額の総額が会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超えていたこと、並びに、2024年6月期末時点における自己株式の帳簿価格が同時点における会社法及び会社計算規則により算定した剰余金の額を超えており、2024年6月期に係る計算書類の承認を受けた日において欠損が生じることとなること（以下「本件」といいます。）が見込まれることが判明いたしました。

なお、2024年8月14日付け「2024年6月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」にて公表いたしました2024年6月期の連結業績に影響はございません。

当社は、本件に関する事実関係の調査、原因の解明、会計上の問題点の有無等及び再発防止策の提言等を行うため、外部弁護士による調査委員会（以下「特別調査委員会」といいます。）を本日付で設置しましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会の目的

本件についての事実関係の調査、原因の解明及び再発防止策の提言等を行うため

2. 特別調査委員会の構成

(1) 委員長 川村 一博（祝田法律事務所 弁護士）

(2) 委員 西岡 祐介（祝田法律事務所 弁護士）

(3) 委員 吉井 久美子（TMI総合法律事務所 弁護士 公認会計士）

3. 今後の対応について

当社は、特別調査委員会の調査に対して全面的に協力してまいります。また、特別調査委員会による調査により明らかとなった事実経過等につきましては、調査完了後、速やかにお知らせいたします。

以上